

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成30年3月1日（木）

福祉基盤課

目 次

重点事項

第1 社会福祉法人制度改革について

1 社会福祉法人制度改革の趣旨・概要	1
2 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について	2
3 「社会福祉法人の財務諸表電子開示システム」について	3
4 「地域における公益的な取組」の推進について	5
5 「社会福祉法人会計基準」等の改正について	6
6 会計監査人の設置等について	7
7 法人に対する指導監査の適正な実施について	10
8 会計監査及び専門家による支援について	11
9 法人制度改革に関連する平成30年度予算(案)について	12
10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について	15
11 規制改革実施計画に関する対応について	17
12 社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について	21

第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について

1 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について	23
2 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について	23
3 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について	25
4 社会福祉施設等の被災状況の把握等について	26
5 災害福祉広域支援ネットワークについて	27
6 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	28
7 社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)について	29
8 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について	30
9 社会福祉施設等の木材利用の推進について	31

第3 社会福祉施設の運営等について	
1 福祉サービス第三者評価推進事業について	32
2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について	33
第4 感染症の予防対策について	
1 今冬のインフルエンザ対策について	34
2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について	34
第5 独立行政法人福祉医療機構について	
1 福祉貸付事業について	37
2 福祉医療経営指導[経営サポート]事業について	39
3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について	41
4 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について	42
5 社会福祉振興助成事業について	42

参考資料

1 平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について	43
2 「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について	45
3 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について	66
4 社会福祉法人会計基準に追加を予定している勘定科目(案)	71
5 平成29年度(10月1日時点)会計監査人設置状況調査	74
6 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について	76
7 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」の一部改正について	158
8 避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について	164
9 第三者評価の受審数等の状況	172

第 1 社会福祉法人制度改革について

1 社会福祉法人制度改革の趣旨・概要

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から、次の改正を行っている。

① 経営組織のガバナンスの強化（評議員会の必置化、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等）

※ 評議員の必置化に当たって、その員数については、本来 7 名以上の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、平成 31 年度末までの間、4 名以上とすることができる経過措置を講じている。

② 事業運営の透明性の向上（財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に関する規定の整備等）

③ 財務規律の強化（役員報酬基準の作成、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）の明確化、社会福祉充実財産がある法人に対する社会福祉充実計画作成の義務付け等）

④ 地域における公益的な取組の責務化

⑤ 行政の関与の在り方の見直し（国・都道府県・市の連携を推進等）

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において、上記の制度改革事項を着実に実施するとともに、必要な取組を進めていただきたい。

2 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第55条の2の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされており、当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされている。

制度施行初年度となる平成29年度においては、参考資料1のとおり、全体の法人の約12%(2,084法人)に、総額約4,662億円の社会福祉充実残額が生じ、これに応じた社会福祉充実計画が策定されているところである。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。

また、平成30年度に初めて社会福祉充実計画を策定する法人については、平成30年6月30日までに所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要があることから、平成29年度決算の見込みを踏まえつつ、平成30年度版「社会福祉充実残額算定シート」(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000-000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000192913.xlsx>)を活用し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行うことが重要であり、各所轄庁におかれては、該当する可能性のある法人において試算が適切に行われ、時間的余裕をもって計画の内容の検討が行われるよう、指導されたい。

※ 平成30年度版「社会福祉充実残額算定シート」については、「「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」の一部改正について(平成30年1月23日付け社援基発0123第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を踏まえ、建設工事費デフレーター¹⁾の値を更新するなどの変更を行っている。

併せて、平成29年度に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

なお、具体的な事務処理に当たっては、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉充実計画の承認等に関する Q & A」を参照されたい。

3 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「システム」という。）については、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任の強化を図る観点から、昨年 4 月 1 日に施行された法第 59 条の 2 第 5 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、昨年 6 月から運用を行っているところである。

システムは、昨年 12 月 31 日現在で、20,641 法人が登録し、このうち、20,113 法人（97.4%）がシステムを通じて現況報告書等の届出を行ったところである。

各所轄庁におかれては、システムの円滑な運用及びシステムを通じた届出の推進に対してご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

一方、一部の法人については、システムの届出内容において、貸借対照表の借方・貸方の金額が一致していない場合や、各計算書類の勘定科目間（資金収支計算書及び事業活動計算書の科目間や、事業活動計算書の「当期活動増減差額」及び貸借対照表の「次期繰越活動増減差額」等）において金額が一致していない場合などの不整合が生じている状況が見受けられたため、各所轄庁におかれては、法人の届出内容の確認について更なるご協力をお願いしたい。

来年度のシステムに係るスケジュールについては、福祉医療機構より、各所轄庁、法人に対して既にご連絡しているところであるが、次のとおり、4月上旬から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているので了知願いたい。

※ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの運用スケジュール

区分	12月	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月				
	月	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
社会福祉法人		システム構築 2020年1月～2月									入力シートのダウンロード (4/上旬～)						入力シートの入力・保存・届出 (4/上旬～6/30)										
所轄庁					法人基本情報の更新及び確定 (1/22～2/28)									入力シートの内容の確認と都道府県への提供 (4/上旬～)													
都道府県					事務処理用メールアドレスの更新 (1/22～2/28)									入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供 (4/上旬～)													
福祉医療機構		データ更新 1/1～4/上旬																									
		データ更新 1/1～1/21																									
					連絡先の更新 (1/22～)																						
														現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表 (4/上旬～) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]													

併せて、現況報告書等の提出期限である6月末に近くなると、各所轄庁や福祉医療機構等に対して、システムの入力等に係る問い合わせ等が大幅に増えることが見込まれることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう管内法人に対して周知願いたい。

なお、法人に対する周知に当たっては、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトからアクセスできる「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」に、財務諸表等入力シートの体験版やシステム操作をわかりやすく説明した「はじめてガイド」等を掲載しているので、これらのご活用をお願いしたい。

また、システムにより届出のあった現況報告書等の内容については、WAM NETの「社会福祉法人の現況報告書等情報検索」サイトで公表しているところであるが、これに加え、今後、全国の社会福祉法人の運営状況等を集約した結果を掲載するので参考とされたい。併せて、システムにおいて各都道府県市が管内法人の計算書類等の内容をCSVデータでダウンロードすることができる機能も用意しているので、法人運営の分析等に活用されたい。

さらに、本年度のシステムの運用状況を踏まえ、現況報告書等の記載要領の明確化等のため、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）の改正通知及び当該通知に関する Q & A を 3 月中を目途に発出する予定であり、参考資料 2 のとおり、現段階の案をお示しするので、ご了承ください。

システムについては、法人に関する情報に係るデータベースの整備を図りつつ、国民にインターネット等を通じて、国民がアクセスのしやすい形で、迅速に情報提供できるようにするといった趣旨であることを踏まえ、システムによる届出の推進や、届出内容の確認等について、引き続きご協力いただくとともに、管内市区及び法人等関係各方面に周知願いたい。

4 「地域における公益的な取組」の推進について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課されている。

これを踏まえ、「地域における公益的な取組」に係る具体的な運用については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしていたところである。

同通知については、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の観点や、一部の関係者より、取組を一層普及・推進していく上で、同通知の内容について、地域の実情等を踏まえ、より弾力化すべきといった指摘があったことから、参考資料 3 のとおり、本年 1 月 23 日付け「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を発出したところであり、そのポイントは次のとおりである。

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、その解釈にバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその考え方を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

事項	これまでに生じていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可	間接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・ 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・ 災害時の福祉支援体制づくり ・ 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・ 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り ・ 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ ボランティアの育成
	直接的にこれらの者を対象とした取組以外は不可		
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	公費を受けていても、法人による資産等を活用した乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
所轄庁の役割	3要件を満たさない取組は要件を満たさずよう指導	取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

各所轄庁におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、地域協議会等の開催など、地域ニーズの把握の場を提供するとともに、管内の取組状況の把握、好事例の共有などを通じて、法人の主体的な取組が一層促進するための環境整備をお願いしたい。

また、法人による取組の実施に当たっては、地域住民の理解を深め、その協力を得ていくことが重要であることから、地域住民に対して積極的に法人の取組内容をPRしていくため、現況報告書や法人ホームページ等への積極的な記載についても、併せてご指導をお願いする。

5 「社会福祉法人会計基準」等の改正について

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき行われているところであるが、社会福祉協議会が実施する退職共済事業に係る取扱いを明確化するなどの観点から、参考資料4のとおり、勘定科目の追加を内容とする省令改正を行うこととしており、本年3月中を目途に公布する予定ある。

これに併せて、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号、社援発 0331 第 39 号、老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等関係局長連名通知）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等関係課長連名通知）についても、所要の改正を行う予定である。

各所轄庁におかれては、ご了知の上、社会福祉協議会を始め、管内の法人等に対する周知にご協力をお願いしたい。

6 会計監査人の設置等について

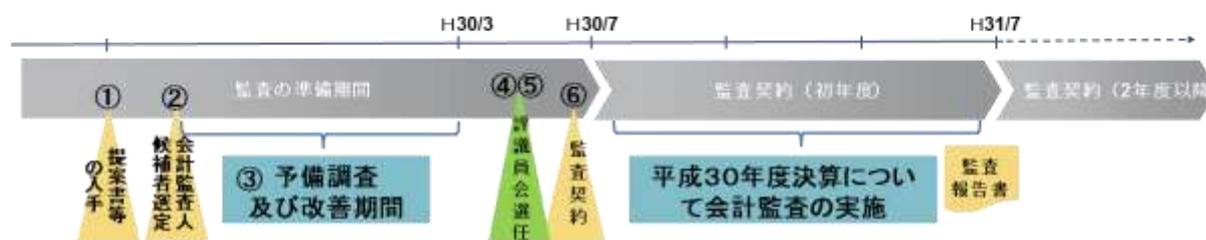
(1) 会計監査人設置等の流れについて

平成 30 年度以降、新たに会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要となるため、各所轄庁におかれては、平成 29 年度決算見込みを踏まえ、会計監査人設置義務対象法人を的確に把握いただき、当該法人に対して、適切に支援をいただくようお願いする。なお、各法人における会計監査人の選任等の流れは次のとおりである。

(会計監査人の設置等の流れ)

- 会計監査人の選任に当たっては、会計監査人を設置する年度（例：平成 30 年度）の前年度（例：平成 29 年度）から、以下のとおり、準備作業等が必要になるので、法人においては、当該前年度（例：平成 29 年度）における法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益計・法人単位貸借対照表における負債の部合計を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう、対応することが求められる。
- 法人の契約行為における透明性を踏まえると、選定委員会などによる選定が望ましい。（競争入札を必ずしも必要とするものではない。）
- その際、下記スケジュール例を参考にし、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討（価格のみで選定することは適当ではない。）の上、選定すること。

会計監査人監査に係るスケジュール例



※年月の記載は例示

社会福祉法人	①複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手
社会福祉法人 会計監査人候補者	②会計監査人候補者の選定
社会福祉法人 会計監査人候補者	③予備調査及び改善期間
社会福祉法人	④理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議 平成30年5月～6月
社会福祉法人	⑤定時評議員会にて選任 平成30年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	⑥監査契約締結 平成30年6月～7月

- ・ 複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。
- ・ なお、日本公認会計士協会の各地域会（全国 16 地域会）において、社会福祉法人が会計監査人候補者を選定するための支援が必要となることも想定し、社会福祉法人会計基準等に係る研修会を実施いただけるよう、日本公認会計士協会を通じて調整しているところである。

詳細は追ってお示しする予定であるが、各所轄庁におかれては、各地域における社会福祉法人等を対象とした研修の実施に当たり、必要に応じて、講師派遣や管内の社会福祉法人等への案内等、日本公認会計士協会地域会との連携をお願いしたい。

(2) 会計監査人の状況及び今後の予定等について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）については、平成 29 年度及び 30 年度は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」（以下「収益」という。）が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」（以下「負債」という。）が 60 億円を超える法人とされている。

制度施行初年度となる平成 29 年度においては、参考資料 5 のとおり、特定社会福祉法人については 322 法人、会計監査人の設置義務のない法人についても 81 法人が設置している（平成 29 年 10 月 1 日現在）。

既に、「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等の経過措置に関する政令等の公布について（通知）」（平成 28 年 11 月 11 日付け社援発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）においてお示ししているとおり、特定社会福祉法人の事業規模の基準については、平成 31 年度から、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人に対象法人の拡大を予定しているが、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとしている。平成 31 年度に向けた同基準の見直しの検討結果については、来年度お示しすることとしているので、ご了知願いたい。

なお、社会福祉協議会における特定社会福祉法人の判定に当たって、平成 29 年度においては、社会福祉協議会が実施する退職共済事業等の会計処理について、専門技術的な整理等が必要であることから、その判定対象から当該事業等に係る収益・負債を例外的に除外したところであるが、平成 30 年度においては、社会福祉協議会が行う退職共済事業等について、次のとおり取り扱うこととしたので、併せてご了知願いたい。

① 退職共済事業について

当該事業に係る収益・負債は原則として判定対象から除外しないものとする。

これにより、社会福祉協議会において、収益 30 億円又は負債 60 億円を超える場合には、原則、会計監査人を設置しなければならないものである。

ただし、社会福祉協議会において、会計監査人の確保や設置手続、必要な財源の確保のための掛金の見直しなど、平成 30 年度に判定対象とすることが困難な特段の事情がある場合に限り、1 年間（平成 30 年度末まで）を限度に、特定社会福祉法人の判定対象から除外することができるものとする。

② 生活福祉資金貸付事業を実施する社会福祉協議会について

法人単位計算書類に計上されている収益・負債により判定する。

7 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、本年度より、昨年 4 月に発出した「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化し（ローカルルールの是正）、指導監査の効率化・重点化を図るという趣旨を踏まえ、今後とも適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、監査実施要綱通知については、指導監査に係る運用の適正化を図るなどの観点から、関係団体及び自治体と見直しに向けた意見交換会を実施したところである。

来年度の指導監査の実施に当たっては、これらの意見を踏まえ、3 月中を目途に監査実施要綱通知の改正を予定しており、参考資料 6 のとおり現段階の案をお示しするので、ご了承願いたい。併せて、「社会福祉法人の認可等の適正

化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」

(平成13年7月23日雇児発488号・社援発1275号・老発274号厚生労働省社会・援護局長等連名通知) についても改正を予定しており、参考資料7のとおり現段階の案をお示しする。

また、法人の指導監査等に従事する所轄庁職員を対象とした研修については、今年度に引き続き、来年度も、従来の国立保健医療科学院の指導監督中堅職員研修に加え、指導監査実施要綱・ガイドライン等に関する研修会の開催を5月下旬に予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。研修会に係る案内、出席者の正式な登録依頼については、本年度中に送付する予定である。

なお、平成30年度研修会については、一般市の所轄庁担当者を対象としていないため、各都道府県におかれては、本研修会の内容を踏まえ、一般市担当者向けの伝達研修の実施について併せてご協力をお願いする。

8 会計監査及び専門家による支援について

会計監査及び専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)においてお示ししており、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

- ① 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援(法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の社会福祉法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援。以下「内部統制向上支援」という。)
- ② 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援(経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援。以下「事務処理体制向上支援」という。)

内部統制向上支援については、会計監査人設置義務に係る基準の段階的な拡大により、将来的に会計監査人設置義務法人となることが見込まれる法人、事務処理体制向上支援については、比較的小規模で適切な財務会計の運用支援が期待される法人など、それぞれ、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して行われることを想定している。

これらの支援は、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、各所轄庁におかれては、管内の法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めてご了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

9 法人制度改革に関連する平成 30 年度予算（案）について

(1) 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の創設

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」（平成 30 年度予算額（案）：627,900 千円）については、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する事業として、平成 30 年度予算（案）において新たに創設する。

具体的には、都道府県、指定都市、中核市を実施主体とし、それぞれの補助上限額を設定の上、次のような取組を実施することとしている。

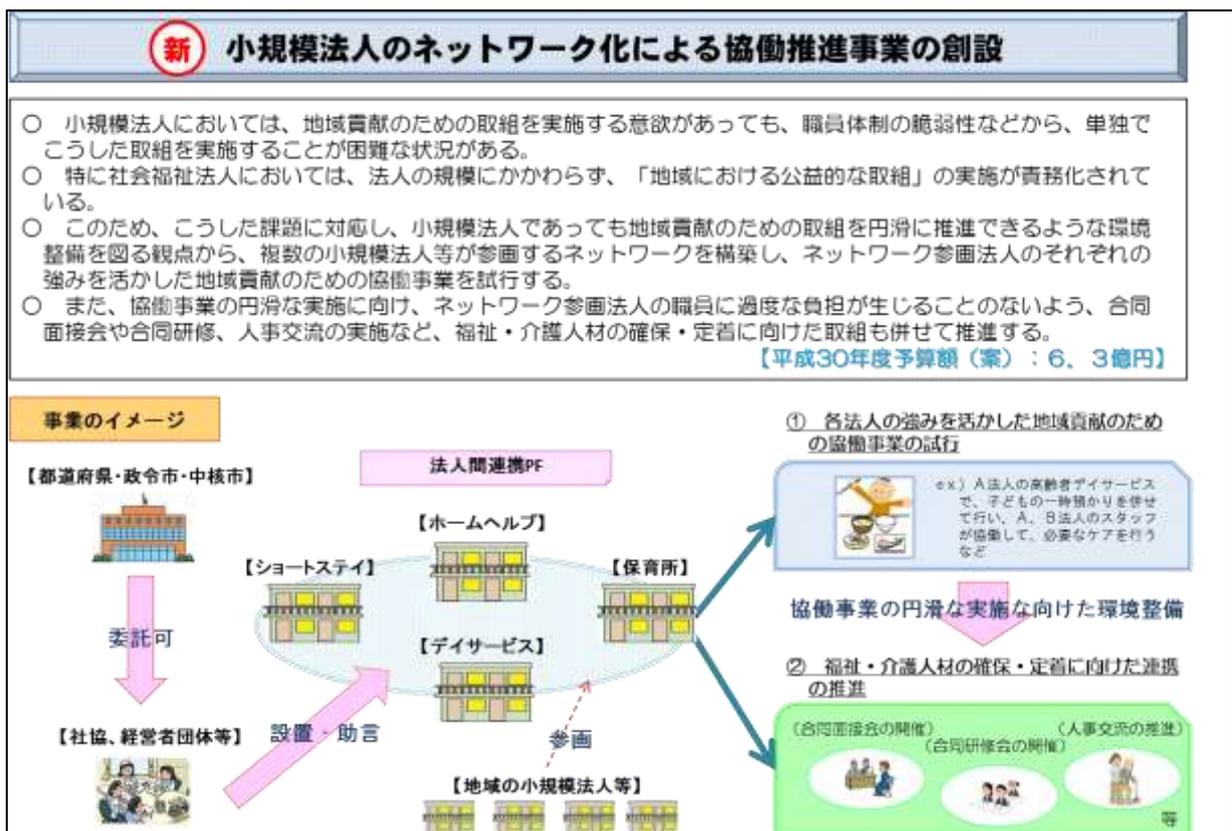
- ① 都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。
- ② 法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子どもの一時預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、

地域貢献のための協働事業を試行する。

③ 法人間連携プラットフォームにおいて、②の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。

- ・ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
- ・ 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
- ・ 人事交流の推進
- ・ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言 等

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、規模にかかわらず、法人等による地域貢献事業の推進、福祉・介護人材の確保・定着が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。



小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の具体的内容について

1. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、都道府県等が適当と認めた団体
 - ※1 都道府県等が実施する場合は、社会福祉協議会、経営者団体等の法人に委託可。
 - ※2 都道府県等が適当と認めた団体が実施する場合は、都道府県等を通じた間接補助。

2. 事業内容

- 次に掲げる取組を実施する。
 - (1) 法人間連携プラットフォームの設置
都道府県等に、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」を設置する。
 - (2) 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ
法人間連携プラットフォームにおいて、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、複数の法人がそれぞれの強みを活かした取組の実施を検討し、社会的に孤立する者に対する見守りや社会参加支援、高齢者に対する支援と子ども一時預かりとを併せて行う共生型サービス、生活困窮者の自立支援など、地域貢献のための協働事業を試行する。
 - (3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進
法人間連携プラットフォームにおいて、(2)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないよう、次のような福祉・介護人材の確保・定着のための取組を推進する。
 - ・ 新規人材を確保するための広報、合同面接会の開催
 - ・ 職員のスキルアップ等のための合同研修の実施
 - ・ 人事交流の推進
 - ・ 適正な経営労務管理体制の構築のための専門家からの助言 等

3. 国庫補助率

- 定額

4. 国庫補助基準額

- 1の法人間連携プラットフォーム当たり、400万円を基本。
- ただし、法人間連携プラットフォームの設置箇所数の上限は、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県が実施する場合：3箇所程度
 - (2) 指定都市が実施する場合：2箇所程度
 - (3) 中核市が実施する場合：1箇所程度

(2) 「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」の継続

「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」（平成30年度予算額（案）：100,000千円）については、会計監査人導入の意義・効果について検証等を行うため、会計監査人の設置義務のない法人に、会計監査人をモデル的に設置する事業として、平成29年度から実施しているところである。

平成30年度においては、収益10億円又は負債20億円規模の法人を中心に、本事業を引き続き行うこととしているので、各自治体におかれては、ご了知の上、会計監査人の円滑な導入が図られるよう、本事業を積極的に活用していただきたい。

なお、平成29年度予算において、本事業による補助を受けた法人については、平成30年度は補助対象としないので、ご留意いただきたい。

会計監査人設置モデル事業

- 改正社会福祉法の施行により、平成29年度以降、収益30億円又は負債60億円超の社会福祉法人に対し、会計監査人の設置が義務付けられることとされた。
- これらの設置義務対象については、段階的に（平成31年度に収益20億円又は負債40億円、平成33年度に収益10億円又は負債20億円）引き下げていくことを予定している。
- これを踏まえ、平成29年度から、会計監査人設置義務のない社会福祉法人を対象に、モデル的に会計監査人を設置し、その導入効果等の検証等を行う「会計監査人設置モデル事業」を実施している。
- 平成30年度においても、会計監査人導入の意義・効果について、社会福祉法人を始め、関係者の理解が得られるよう、さらに事例を収集し、その検証を深めていくため、本モデル事業を引き続き実施する。

【事業内容】



【法人からの報告内容】

導入のメリット	導入に当たっての課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営体制の効率化 ・ 会計業務の効率化 ・ 社会的信頼性の向上 ・ 法人の内部統制の強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の受入に係る事務処理体制 ・ 費用負担 ・ 会計監査人の選任に当たっての法人からのアクセス 等

これらの成果については、国において検証・集約を行い、わかりやすく整理した上で、法人にその導入効果等を周知し、会計監査人に対する理解を促進

【平成30年度予算額(案)】

100,000千円

10 社会福祉法人への寄附に関する税制の周知について

(1) 税額控除制度の周知

平成23年6月の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになっている。税額控除制度については、小口寄附の減税効果が高いことから、新たな寄附者が増えること等が期待されている。

この制度利用のためには、社会福祉法人等が一定の要件を満たしていることが必要であり、社会福祉法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。

社会福祉法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。

(2) 現物寄附へのみなし譲渡所得税等の非課税措置の要件緩和

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる。

一方、これらの財産を社会福祉法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、課税対象とされていた当該所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条第1項）。また、社会福祉法人に贈与等のあった財産を当該社会福祉法人の基本金に組み入れること等の要件を満たせば、国税庁長官の非課税承認に係る期間を1か月に短縮できること等の特例（以下「承認に係る特例」という。）が設けられている。

平成30年度税制改正大綱では、

- ① これまで、承認に係る特例の対象外とされていた株式等の寄附についても、特例の対象に含めるとともに（なお、株式等の寄附の場合、国税庁長官の非課税承認に係る期間は3か月となる。）、
- ② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産が基本金に組み入れられる方法により管理されている等、一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることが出来るものとする

旨の方針が示されている。

非課税措置の継続適用の要件等、新たな制度の詳細については、追ってお知らせする予定であるので、各都道府県等におかれては、管内の市及び所管法人に対する周知について御協力をお願いする。

- 平成 30 年度税制改正の大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）（抄）
- 一 個人所得課税
- 4 租税特別措置等
- （国税） ※個人住民税についても同様の記載あり
- [延長・拡充]
- （1）公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。
- ① 申請書の提出があった日から 1 月以内に国税庁長官の承認をしないこと
の決定がなかった場合にその承認があったものとみなす特例（以下「承認に
係る特例」という。）について、次の措置を講ずる。
- イ （略）
- ロ 承認に係る特例の対象資産から株式、新株予約権、特定受益証券発行信
託の受益権及び社債的受益権等（以下「株式等」という。）を除外する措
置を廃止する。ただし、贈与等に係る財産が株式等である場合には、上記
イ（イ）の贈与等の場合を除き、上記の「1 月」の期間を「3 月」とする。
- ② 贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供した日から 2 年以内に買
い換える場合であっても、当該財産が上記①イの基金に組み入れる方法によ
り管理されている等の要件を満たすときは、当該財産の譲渡収入の全部に相
当する金額をもって取得した資産を当該方法により管理する等の一定の要
件の下で非課税措置の継続適用を受けることができることとする。

11 規制改革実施計画に関する対応について

内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成 28 年 9 月から平成 29 年 5 月までの間、介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせや介護サービス供給の在り方に関する見直しなど、介護サービス分野に関する規制改革事項について議論が進められ、この中で、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するための福祉サービスの第三者評価事業の改善方策や、介護事業の展開促進のための福祉医療機構による融資に係る担保設定の在り方等について議論が進められたところである。

これを受け、平成 29 年 6 月には、これらの議論の結果が規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）として取りまとめられ、次の事項について規制改革を進めていくこととされている。

※ 規制改革実施計画（社会・援護局関係部分抜粋）

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	<p>a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。</p>	<p>a:平成29年度 検討・結論</p> <p>b:平成29年度 措置</p>
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	<p>a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。</p> <p>b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。</p> <p>c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。</p>	<p>a,b:平成29年度 検討・結論、 平成30年度 措置</p> <p>c:平成30年度 措置</p>
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<p>a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。</p> <p>b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。（再掲）</p>	<p>a:平成29年度 措置、義務化 は平成30年度 から実施</p> <p>b:平成30年度 措置</p>
7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度 検討・結論
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書（書籍）やパンフレットを作成する。	平成29年度 措置

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
18	福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知	福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知(「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」(平成26年9月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。	平成29年度措置

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となる時の所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置
22	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置

(1) 福祉サービスの第三者評価事業関係

福祉サービスの第三者評価事業については、規制改革実施計画を踏まえ、評価の質の向上を図るとともに、社会福祉施設等における受審の促進を図る観点から、全国社会福祉協議会等の関係者とも協議の上、次のとおり、「福祉サービス第三者評価に関する指針」の一部改正を行うとともに、受審目標の設定の方法等の留意事項について通知することとしているので、各都道府県におかれては、ご了解いただきたい。

なお、指針の改正通知等については、今年度内を目途に発出予定である。

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について（案）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 受審促進に向けた数値目標の設定等
 - ・ 受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが掲げられている。
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるよう、指針の一部改正を行うもの。

2. 改正のポイント

規制改革会議からの指摘事項	改正内容
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。 ○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況を評価。
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。 ○ 更新研修及びそのモデルカリキュラムを創設。 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

<参考>高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項（別途通知）

規制改革会議からの指摘事項	改正内容								
受審促進に向けた数値目標の設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の数値目標に加え、サービス区分ごとの数値目標を設定。ただし、当面は、サービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を助産して、一部のサービス区分で数値目標を設定することも差し支えない。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tbody> <tr> <td>1 養護老人ホーム</td> <td>5 通所サービス</td> </tr> <tr> <td>2 特別養護老人ホーム</td> <td>6 短期入所生活介護</td> </tr> <tr> <td>3 軽費老人ホーム</td> <td>7 小規模多機能型居宅介護</td> </tr> <tr> <td>4 訪問サービス</td> <td>8 複合型サービス</td> </tr> </tbody> </table> ○ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込む。 ○ 数値目標の水準は、「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しの影響を加味したものとする。 	1 養護老人ホーム	5 通所サービス	2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護	3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護	4 訪問サービス	8 複合型サービス
1 養護老人ホーム	5 通所サービス								
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護								
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護								
4 訪問サービス	8 複合型サービス								
受審に係るインセンティブの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本制度を推奨、その他都道府県の実情に応じた取組を進める。 ○ 介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等の軽減が可能とされていることについて、着実な実施とその周知を行う。 ○ 介護サービス情報公表システムについて、平成30年度のシステム改修により、「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の一部を掲載する予定。 								
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業所の運営基準に関する通知を改正することにより、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 訪問介護（介護予防訪問介護）、通所介護（介護予防通所介護）、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）、介護老人福祉施設 </div> 								

(2) 社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方及び福祉医療機構による融資に係る担保設定の在り方関係

社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方については、平成 30 年度において結論・措置することとされており、施設等利用者へのサービス提供体制を維持する視点から検討を行っているところであるが、所轄庁の承認手続きの取り扱いについて疑義等がある場合には当課まで連絡願いたい。

また、福祉医療機構の担保設定に在り方についても、同様に平成 30 年度において結論・措置することとされていることから、検討に際し社会福祉法人から所轄庁に対して意見や照会等が行われている場合には当課まで情報提供願いたい。

12 社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATF では、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として 2012 年に第 4 次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、社会福祉法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、2019 年には、審査団による訪日審査も予定されている（当該審査は国において対応予定）。

社会福祉法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

社会福祉法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

(1) FATF勧告の内容

- 非営利団体 (NPO) に対する勧告の内容は以下の通り。

8. 非営利団体

各国は、テロリズムに対する資金供与のために悪用され得る団体に関する法律・規則が十分か否かを見直すべきである。非営利団体は特に無防備であり、各国は、これらが以下の形で悪用されないことを確保すべきである。

- (a) 合法的な団体を装うテロリスト団体による悪用
- (b) 合法的な団体を、資産凍結措置の回避目的を含め、テロ資金供与のためのパイプとして用いること、及び
- (c) 合法目的の資金のテロリスト団体に対する秘かな横流しを、秘匿・隠蔽するために用いること。

(2) 勧告に対する具体的な対応策

- 勧告に対する具体的な対応策として、以下の項目が挙げられている。(「FATF勧告の解釈ノート」より)

(a) 「テロ資金供与の問題に関するNPO部門へのアウトリーチ」

→ 国において普及啓発を行うことが必要

(b) 「NPO部門の監督または監視」

→ 役員等の情報を入手可能とすることや、財務諸表の作成の徹底及び公表等を行うことが必要

(c) 「効果的な情報収集及び捜査」

→ NPOに関する情報(運営・管理)について、捜査機関等との情報共有等を行うことが必要

(d) 「懸念のあるNPOに関する情報についての国際的な要請に対応する効果的な能力」

→ テロ資金供与等の疑いのあるNPOに関する情報について、国際的な提供要請に応えることが必要

- 特に(b)など、社会福祉法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、各所轄庁におかれては、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

(3) 今後の予定

～2018年度末	所轄庁・社会福祉法人に対する周知、対策の有効性向上
2019年秋頃	審査団による訪日審査
2020年	FATF全体会合、対日審査報告書の公表

第2 社会福祉施設等の防災・防犯対策等について

1 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について

本年1月31日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

高齢者を始め、避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本年2月2日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（子子発0202第1号、社援総発0202第1号、障企発0202第1号、老総発0202第2号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知。参考資料8参照。）を踏まえ、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

2 社会福祉施設等の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設等の耐震化等整備に関しては、関係部局の平成29年度補正予算及び平成30年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置等に必要な財源を確保又は計上しているところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても引き続き実施する。

(参考1)

○平成29年度補正予算(耐震化整備、スプリンクラー整備等)	
・社会福祉施設等施設整備費補助金(障害者施設等)	80.1億円の内数
・保育所等整備交付金(保育所等)	548.4億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(介護関連施設等)	9.9億円の内数
○平成30年度予算(案)	
・社会福祉施設等施設整備費補助金(障害者施設等)	71.5億円の内数
・次世代育成支援対策施設整備交付金(児童養護施設等)	71.3億円の内数
・保育所等整備交付金(保育所等)	663.7億円の内数
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(介護関連施設等)	18.7億円の内数

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設
融資率	(通常) 70~80% → (耐震化・スプリンクラー等) 90% (高台移転) 95%
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 通常利率から△0.5%(当初5年間) (高台移転) 無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策(返済猶予や償還期間延長等)も実施。

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成29年12月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」において、平成28年3月時点の耐震化率は89.6%(18.7万棟/20.9万棟)であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、平成29年6月に実施した平成28年度末時点の調査については、現在取りまとめ中である。また、次回調査については、平成29年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多数利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン 2017（平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記（※）するなど、国としても、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題である。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度の情報提供や助言等を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「国土強靱化アクションプラン 2017」においては、社会福祉施設等の耐震化率を平成 25 年の 86%から平成 30 年には 95%とすることを目標としている。

3 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

4 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都道府県において情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、台風による水害など、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）を発出し、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急にご対応をお願いします。

5 災害福祉広域支援ネットワークについて

災害時において、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し、必要な支援を機動的、能動的に行うため、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進されるよう、平成 26 年度に「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を創設し、都道府県におけるネットワークづくりのための取組に対する支援を行っているところである。

現在、本事業の活用などにより、具体的な災害福祉支援ネットワークを構築済みの自治体は、20 自治体（平成 29 年 5 月現在。自治体独自の取組みを含む。）となっているが、未だ多数の自治体において具体的なネットワークの構築に至っていない状況にある。

近年、多くの自然災害が発生していることなどを受け、災害時要援護者に対する支援の必要性への認識は、ますます高まりを見せているところである。

災害時要援護者に対する機動的、能動的な支援体制を構築するためには、まずは各都道府県において、福祉担当部局と防災担当部局、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会等の住民組織等からなるネットワークを構築し、平時から、災害時における役割分担、具体的な協働の内容等を整理しておくとともに、研修や訓練等による実践を積み重ねていくことが重要である。

こうした中、厚生労働省においては、今年度の社会福祉推進事業を通じて、「災害時の福祉的支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」を実施しているところであり、今後、当該調査研究事業の結果を踏まえ、災害福祉広域支援ネットワークの活動内容や構築の方法等を内容とするガイドラインの策定を予定している。

各都道府県等におかれては、当該ガイドラインも参考にしながら、災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けた取組を一層促進していただくようお願いする。

6 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

平成28年7月、障害者施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生したことを受け、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知）を発出した。その中で、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理し、必要な取組の推進をお願いしてきたところである。

また、現在、社会福祉推進事業により、社会福祉施設等の防犯に係る安全確保対策に関する調査研究を実施しているところである。同事業においては、報告書と併せて各施設で活用できるようマニュアル・好事例集を策定することとなっているので、昨年度公表された防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査の報告書とともに、各都道府県等において、安全確保の取組を進めるに当たり、参考としていただきたい。

7 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、これらの利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがある。

このため、災害等にあっても、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

こうした観点からは、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」を策定することが有効であることから、各都道府県等におかれては、管内の社会福祉施設等に対して、当該計画の策定に向けた積極的な取組について、ご指導をお願いしたい。

8 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、平成 28 年 5 月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等においては、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について（依頼）」（平成 28 年 9 月 30 日雇児発 0930 第 2 号・社援発 0930 第 12 号・障発 0930 第 2 号・老発 0930 第 13 号）を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施しているところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

また、今般のアスベスト使用実態調査の公表については、3 月下旬を予定しており、公表後速やかにフォローアップ調査を実施することとしているため、ご承知おき願いたい。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

（参考）独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

	社会福祉施設
融資率	70～75% → 75～80%
利率優遇	通常利率から△0.05～△0.4%

9 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

第3 社会福祉施設等の運営等について

1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。（参考資料9参照）

本事業については、平成16年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスごとの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「指針」を全面改正したところである。

また、内容評価基準については、平成28年3月には保育所に係る基準を、平成29年2月には障害者・児施設に係る基準を、同年3月には高齢者施設に係る基準を改正している。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただきたい。

なお、現在、救護施設の内容評価基準について、検討を行っているところであり、内容が決まり次第通知するので、各都道府県におかれてはあらかじめご了解願いたい。

また、前述のとおり、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）の指摘を踏まえ、本年3月中を目途に、指針の改正及び関係通知の発出を予定しているので、ご了解願いたい。

《参照通知等》

- ・「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・「保育所における第三者評価の実施について」
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)
- ・「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・全国社会福祉協議会ホームページ
<http://shakyo-hyouka.net/>(第三者評価事業トップ)
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)
http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について（平成 12 年 6 月 7 日厚生省社会・援護局長）」に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、平成 30 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるので、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう、ご配慮をいただきたい。

第4 感染症の予防対策について

1 今冬のインフルエンザ対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

・平成29年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

・インフルエンザQ&A(平成29年度)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

○国立感染症研究所ホームページ

・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」
(平成 29 年 12 月 27 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管マニュアル」の改正について」
(平成 29 年 6 月 16 日医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)

- C型肝炎について（一般的なQ & A）（平成 18 年 3 月）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html
- B型肝炎について（一般的なQ & A）（平成 18 年 3 月）
http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html
- 肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- 日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- 「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

1 福祉貸付事業について

(1) 平成30年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関と協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成30年度予算（案）においては、保育や介護の受け皿を整備、推進するために必要な資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資（災害復旧に向けた融資も含む）等を実施する予定（下記参照）であるので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

《貸付条件の改善内容》

①新規事項

○地域包括ケア推進のための優遇措置の拡充

- ・介護医療院を融資対象に追加
（融資率：90%、貸付利率：基準金利+0.1%）

○特別養護老人ホーム等の老朽施設の改築整備に係る優遇措置の拡充

- ・介護医療院、介護老人保健施設、軽費老人ホームを対象施設に追加
（融資率：90%、貸付利率：基準金利+0.1%）

○保育関連施設等に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・企業主導型保育事業を融資対象に追加（非営利法人が設置する場合に限る）
- ・据置期間中は無利子とする
- ・融資率（80%→90%）の優遇期間を平成32年度まで延長



- 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資制度の拡充
 - ・一体的に整備する場合に施設毎に異なる融資条件を整理する
 [例：老人デイサービス（融資率：75%，貸付利率：基準金利+0.1%）
 と障害福祉サービス（融資率：80%，貸付利率：基準金利）を一体的に整備する場合 → 融資率：80%，貸付利率：基準金利を適用]
- 障害福祉サービス事業に係る融資制度の拡充
 - ・自立生活援助事業所及び就労定着支援事業所を融資対象に追加
 - ・融資率（80%→85%）の優遇期間を平成32年度まで延長

②継続事項

- 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成35年度まで延長（融資率：90%，貸付利率：基準金利）
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長（融資率：95%，貸付利率：全期間無利子）
- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長
 （融資率：90%，貸付利率：当初5年間基準金利▲0.5%）
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長
 （融資率：90%，貸付利率：当初5年間基準金利▲0.5%）
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
 - ・優遇期間を平成30年度まで延長
 （融資率：75～80%，貸付利率：基準金利～基準金利+0.1%）

(2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成20年度から設けているところである。

協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から機構融資では対応できない資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的な提供する

基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないようご留意いただきたい。

(3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、平成30年度においても引き続きご協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、機構融資の借入申込予定者に対しては、機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続きが終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに機構へ融資相談を行うようご指導願いたい。

2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等に資するための「ガバナンス診断プログラム」や財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「経営分析プログラム」などのコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題の早期発見やガバナンス体制の課題等を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに



掲載しているので、参照されたい。

- ・ 機構ホームページ (<http://hp.wam.go.jp/guide/keiei/report/tabid/1853/Default.aspx>)
- ・ WAM N E T (<http://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

(参考) 機構の経営サポート事業の概要 (平成 29 年度実績・見込み)

1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。
【具体例】 (機構のホームページに掲載)
 - ・ 「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査の結果について
 - ・ 平成 28 年度 福祉・医療施設の建設費について
 - ・ 「保育人材」に関するアンケート調査の結果について など
- ・ 社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的 (四半期に 1 度) 公表
- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム (ケアハウス)」「保育所」「病院」「介護老人保健施設」「老人デイサービス」「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」「小規模多機能型居宅介護」の 8 施設、「社会福祉法人」「医療法人」の 2 法人について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。
- ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の 2 ヶ月位前を目途に機構のホームページに掲載。

3. コンサルティング業務

① 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

② 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・ 社会福祉法人に係る雇用管理の適正化 (就業規則・給与規程の統合) 支援
- ・ 社会福祉法人に係る増収戦略立案支援 など

③ ガバナンス診断プログラム

- ・ 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成 30 年度予算案 (案) 269.0 億円 (国庫補助額)

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 29 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 30 年度における共済契約者 1 人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、ご協力をお願いしたい。

(3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第 15 条第 3 項）」とされているところである。

平成 30 年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については平成 30 年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定としているが現時点においては平成 29 年度と同額（44,500 円）を予定している。



4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NET事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり、活用願いたい。（<http://www.wam.go.jp/>）

（参考）WAM NET掲載の主なコンテンツ

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・介護保険最新情報
- ・障害福祉サービス事業所検索
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス第三者評価情報



5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

平成29年度から、助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」と連動した内容に組み替えており、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

機構のホームページにおいて、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー [<http://hp.wam.go.jp/>]）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。

また、機構のNPOリソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



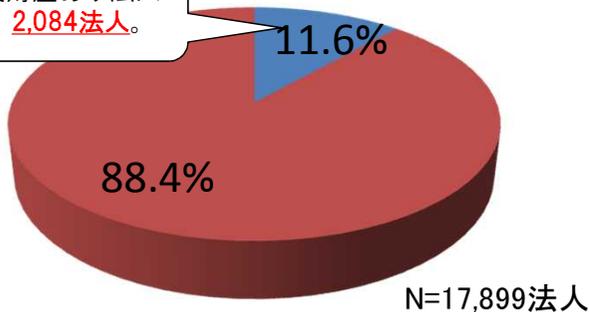
平成29年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

参考資料 1

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成29年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、昨年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。（平成30年1月時点有効回答：17,899法人／20,625法人）

1. 社会福祉充実財産の有無

充実財産あり法人は、**2,084法人**。



■ 充実財産あり 2,084 ■ 充実財産なし 15,815

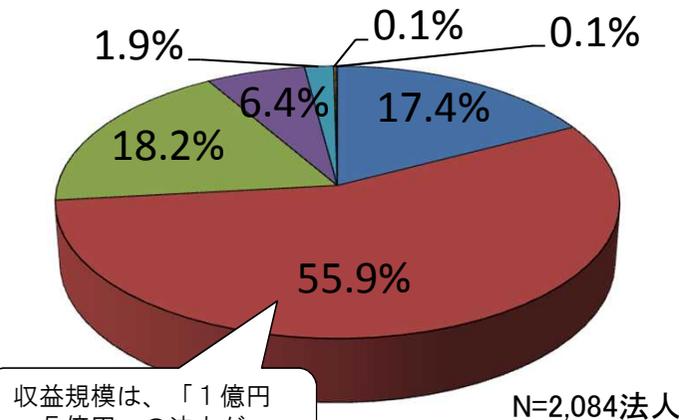
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,084法人

全国の社会福祉充実財産の総額

4,662億円

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,164法人**。

■ 1億円以下 ■ 1億円超～5億円以下
 ■ 5億円超～10億円以下 ■ 10億円超～20億円以下
 ■ 20億円超～50億円以下 ■ 50億円超～100億円以下
 ■ 100億円超

43

4. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,195	124	129	4,448
94.3%	2.8%	2.9%	

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	636	14.3%
職員給与、一時金の増額	560	12.6%
研修の充実	399	9.0%
既存事業の定員、利用者の拡充	84	1.9%
既存事業のサービス内容の充実	285	6.4%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	331	7.4%
既存施設の建替、施設整備	1,734	39.0%
その他(職員の福利厚生)	129	2.9%
その他(上記以外)	290	6.5%
合計	4,448	

平成29年度 都道府県別「社会福祉充実計画」の策定状況等

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人数	
			割合
北海道	754	33	4.4%
青森県	499	70	14.0%
岩手県	325	48	14.8%
宮城県	248	26	10.5%
秋田県	210	16	7.6%
山形県	238	22	9.2%
福島県	249	36	14.5%
茨城県	406	61	15.0%
栃木県	287	36	12.5%
群馬県	475	47	9.9%
埼玉県	619	38	6.1%
千葉県	603	63	10.4%
東京都	924	135	14.6%
神奈川県	474	43	9.1%
新潟県	330	30	9.1%
富山県	179	30	16.8%
石川県	301	26	8.6%
福井県	181	24	13.3%
山梨県	225	19	8.4%
長野県	335	40	11.9%
岐阜県	294	57	19.4%
静岡県	450	69	15.3%
愛知県	575	71	12.3%
三重県	255	27	10.6%

都道府県名	社会福祉法人数	社会福祉充実財産発生法人数	
			割合
滋賀県	246	25	10.2%
京都府	410	39	9.5%
大阪府	947	83	8.8%
兵庫県	729	102	14.0%
奈良県	182	29	15.9%
和歌山県	213	27	12.7%
鳥取県	110	8	7.3%
島根県	254	34	13.4%
岡山県	347	35	10.1%
広島県	438	47	10.7%
山口県	302	48	15.9%
徳島県	174	31	17.8%
香川県	190	18	9.5%
愛媛県	213	31	14.6%
高知県	187	16	8.6%
福岡県	912	98	10.7%
佐賀県	237	41	17.3%
長崎県	505	66	13.1%
熊本県	546	70	12.8%
大分県	317	30	9.5%
宮崎県	322	69	21.4%
鹿児島県	547	58	10.6%
沖縄県	135	12	8.9%
合計	17,899	2,084	11.6%

(案)

子 発 0000 第 0 号
 社 援 発 0000 第 0 号
 老 発 0000 第 0 号
 平成 30 年 00 月 00 日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
 社会・援護局長
 老 健 局 長
 (公 印 省 略)

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の
 一部改正について

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5（4）において別に定める様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「改正前通知」という。）の別紙により定めているところですが、今般、これを下記のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等をご了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改正前通知（別紙 2 を除く。）を別添 1 のとおり改める。
2. 改正前通知の別紙 2 を別添 2 のとおり改める。

【新旧対照表】「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について（平成29年3月29日雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発0329第6号 社援発0329第48号 老発0329第30号 平成29年3月29日 <u>（最終改正：平成●●年●●月●●日）</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: right;">社会・援護局長 老健局長</p> <p style="text-align: right;">（公印省略）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成28年11月11日付け雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙1社会福祉法人審査基準の第5その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）」のうち</p>	<p style="text-align: right;">雇児発0329第6号 社援発0329第48号 老発0329第30号 平成29年3月29日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: right;">社会・援護局長 老健局長</p> <p style="text-align: right;">（公印省略）</p> <p style="text-align: center;">社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について</p> <p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成28年11月11日付け雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙1社会福祉法人審査基準の第5その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）」のうち</p>

社会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書（平成〇〇年4月1日現在）

1～6（略）

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

（略）

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

（略）

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

（略）

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

（略）

社会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

別紙1

現況報告書（平成〇〇年4月1日現在）

1～6（略）

7. 前会計年度の評議員会の状況

（略）

8. 前会計年度の理事会の状況

（略）

9. 前会計年度の監事監査の状況

（略）

10. 前会計年度の会計監査の状況

（略）

<p>11 (略)</p> <p>12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況</p> <p>(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>13~15 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。</p> <p>【共通事項】 (略)</p> <p>【個別事項】</p> <p>1. 法人基本情報 (略)</p> <p>2. 当該会計年度の初日における評議員の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) 評議員の職業</p> <p>○ 各評議員の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u> <u>((3-5)において他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」と選択した場合は、具体的な法人名を明記すること。)</u></p> <p>(3-3) ~ (3-5) (略)</p> <p>(3-6) 評議員全員の報酬等の総額</p> <p>○ 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載す</p>	<p>11 (略)</p> <p>12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況</p> <p>(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>13~15 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。</p> <p>【共通事項】 (略)</p> <p>【個別事項】</p> <p>1. 法人基本情報 (略)</p> <p>2. 当該会計年度の初日における評議員の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) 評議員の職業</p> <p>○ 各評議員の現在の職業を記載すること。</p> <p>(3-3) ~ (3-5) [略]</p> <p>(3-6) 評議員全員の報酬等の総額</p> <p>○ 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載す</p>
--	---

<p>ること。</p> <p>(3-7) (略)</p> <p>3. 当該会計年度の初日における理事の状況</p> <p>(1) ~ (3-3) (略)</p> <p>(3-4) 理事の常勤・非常勤</p> <p>○ 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。<u>なお、職員を兼務している場合でも、理事としての勤務形態を選択すること。</u></p> <p>(3-5) 理事選任の評議員会議決年月日</p> <p>○ 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。</p> <p>(3-6) 理事の職業</p> <p>○ 各理事の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u></p> <p>(3-7) ~ (3-11) (略)</p> <p>(3-12) 理事全員の報酬等の総額</p> <p>○ 理事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の理事に対して支出した実績額）を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。</p> <p>（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、<u>理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。</u></p>	<p>ること（※）。</p> <p><u>（※）平成28会計年度については、役員等を兼務している場合には、評議員としての報酬のみを記載すること。</u></p> <p>(3-7) (略)</p> <p>3. 当該会計年度の初日における理事の状況</p> <p>(1) ~ (3-3) (略)</p> <p>(3-4) 理事の常勤・非常勤</p> <p>○ 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。</p> <p>(3-5) 理事選任の評議員会議決年月日</p> <p>○ 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。<u>なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず理事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。</u></p> <p>(3-6) 理事の職業</p> <p>○ 各理事の現在の職業を記載すること。</p> <p>(3-7) ~ (3-11) (略)</p> <p>(3-12) 理事全員の報酬等の総額</p> <p>○ 理事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等）の総額（前会計年度の理事に対して支出した実績額）を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。</p> <p>（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、<u>左のセルに理事報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択した上、右のセルに理事報酬等</u></p>
---	---

<p>(3-13) (略)</p> <p>4. 当該会計年度の初日における監事の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) ①監事の職業</p> <p>○ 各監事の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u></p> <p>(3-2) ② (略)</p> <p>(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日</p> <p>○ 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。</p> <p>(3-4) ~ (3-7) (略)</p> <p>5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>6. 当該年度の初日における職員の状況</p> <p>(略)</p> <p>7. 前会計年度に実施した評議員会の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数</p> <p>○ 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8. 前会計年度に実施した理事会の状況</p>	<p><u>の総額を記載すること。</u></p> <p>(3-13) (略)</p> <p>4. 当該会計年度の初日における監事の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) ①監事の職業</p> <p>○ 各監事の現在の職業を記載すること。</p> <p>(3-2) ② (略)</p> <p>(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日</p> <p>○ 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。<u>なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず監事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。</u></p> <p>(3-4) ~ (3-7) (略)</p> <p>5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>6. 当該年度の初日における職員の状況</p> <p>(略)</p> <p>7. 前会計年度の評議員会の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数</p> <p>○ 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。<u>また、平成29年度の記載に当たって、平成28年度までの間、評議員と理事を兼務していた場合等については、評議員の欄のみにその出席者数を追加すること。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8. 前会計年度の理事会の状況</p>
--	---

<p>(略)</p> <p>9. 前会計年度に実施した監事監査の状況 (略)</p> <p>10. 前会計年度に実施した会計監査の状況 (略)</p> <p>11. 前会計年度における事業等の概要 (1) ①～⑦ (略)</p> <p>⑧年間(4月～3月)利用者数延べ総数</p> <p>○ 年間(4月～3月)の利用者数の延べ総数を記載すること(入所施設や通所施設等で利用者が当該施設を継続して利用する場合は、1日当たりの利用者数に利用日数を乗じて利用者延べ総数を算出すること。以下同じ。)。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。</p> <p>⑨社会福祉施設等の建設等の状況</p> <p>○ 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)へ記載すること(他の事業欄は空欄として差し支えないこと。)。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。</p> <p><u>(同一の建物で複数拠点が存在する場合は一拠点にのみ建設等の状況を記載すること。例えば、法人本部と保育園が一つの建物にあり会計上別々の拠点区分としている場合、保育園の拠点に記載すること。以下同じ。)</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p> <p>○ <u>ア</u> で記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。</p> <p>(2) ①～⑧、⑨ア～イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p>	<p>(略)</p> <p>9. 前会計年度の監事監査の状況 (略)</p> <p>10. 前会計年度の会計監査の状況 (略)</p> <p>11. 前会計年度における事業等の概要 (1) ①～⑦ (略)</p> <p>⑧年間(4月～3月)利用者数延べ総数</p> <p>○ 年間(4月～3月)の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。</p> <p>⑨社会福祉施設等の建設等の状況</p> <p>○ 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)へ記載すること(他の事業欄は空欄として差し支えないこと。)。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p> <p>○ <u>(ア)</u> で記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。</p> <p>(2) ①～⑧、⑨ア～イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p>
--	--

○ ア で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) ①～⑧、⑨ア～イ (略)

ウ 延べ床面積

○ ア で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

11-2. うち地域における公益的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、事業概要のリストのうち、原則「地域における公益的な取組①～⑨」から選択すること (※)。

なお、本項目に記載する取組は、事業 (反復継続したサービス提供) に限らず、継続的に行われるものではない取組も含む。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②～④ (略)

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額等の総額

○ 社会福祉充実残額又は当該年度の時点で活用可能な社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。(※)

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別紙2社会福祉充実残額算定シートの「7.「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」」の「合計」の金額が自動転記される。

(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)

○ 本項目の記載に当たって、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

○ (ア) で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) ①～⑧、⑨ア～イ (略)

ウ 延べ床面積

○ (ア) で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

11-2. うち地域における広域的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること (※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②～④ (略)

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額

○ 社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)

○ 本項目の記載に当たって、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあつては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額

<p>①～③（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の期間を記載すること。</p> <p>（例）「平成 29 年 8 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日」</p> <p>13. 透明性の確保に向けた取組状況</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況</p> <p>①事業運営に係る公費</p> <p>○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。</p> <p>（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。</p> <p>【資金収支計算書】</p> <p>（略）</p> <p>②施設・設備に係る公費</p> <p>○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。</p>	<p>を記載すること。</p> <p>①～③（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 社会福祉充実計画の実施期間</p> <p>○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、平成 29 年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。</p> <p>（例）「平成 29 年 8 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日」</p> <p>13. 透明性の確保に向けた取組状況</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況</p> <p>①事業運営に係る公費</p> <p>○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。</p> <p>なお、平成 29 年度の記載に当たっては、平成 28 年 1 月 1 日付「<u>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について</u>」による改正前の「<u>社会福祉法人の認可について</u>」の別記第 3「<u>社会福祉法人現況報告書様式</u>」の記載要領「<u>3. 平成〇年度の法人の経営状況（総括表）</u>」の「<u>介護報酬等の公費</u>」に係る規定のとおり記載すること。</p> <p>（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成 29 年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。</p> <p>【資金収支計算書】</p> <p>（略）</p> <p>②施設・設備に係る公費</p> <p>○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。</p> <p>なお、平成 29 年度の記載に当たっては、平成 28 年 1 月 1 日付「<u>「社会福</u></p>
--	---

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】
(略)

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額

- 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額(各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和)を記載すること。記載に当たっては、現存する固定資産に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。(基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))の「減価償却累計額(F)」の、うち国庫補助金等の額の、「基本財産及びその他の固定資産計」の金額を記載。)なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。

(3) (略)

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) (略)

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。

①所轄庁から求められた改善事項

- 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導を受けた年月日(文書指摘通知日)を併せて記載すること。

② (略)

祉法人の認可について」の一部改正について」による改正前の「社会福祉法人の認可について」の別記第3「社会福祉法人現況報告書様式」の記載要領「3. 平成〇年度の法人の経営状況(総括表)」の「介護報酬等の公費」に係る規定のとおり記載すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】
(略)

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額

- 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額(各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和)を記載すること。記載に当たっては、現存する建物に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。

(3) (略)

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) (略)

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。なお、平成28年度までに受けた報告徴収・検査への対応状況については、従前通りの取扱いで差し支えないこと。

①所轄庁から求められた改善事項

- 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導を受けた年月日を併せて記載すること。

② (略)

(略)

記載要領

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。)に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「3. 「再取得に必要な財産」の「(1) 将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的 1㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2) 大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』(平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。)に定める単価等を用いる。

【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。
- 施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。
- 橙色のセルについては、選択肢から選択すること。

(略)

記載要領

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。)に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「3. 「再取得に必要な財産」の「(1) 将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的 1㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2) 大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』(平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。)に定める単価等を用いる。

【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。
- 施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。

(新設)

○ 各計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

1. 「活用可能な財産の算定」

(略)

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(略)

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

○ 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。

○ 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度（数字4桁の西暦のみ）」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。

○ 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第4位を四捨五入のこと。）とすること。

○ 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。

○ 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、過去に大規模修繕を実施していない場合は「0」

○ 各計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

【個別事項】

1. 「活用可能な財産の算定」

(略)

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(略)

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

○ 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。

○ 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度（数字4桁の西暦のみ）」を入力すること（※）。
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。

○ 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第4位を四捨五入のこと。）とすること。

○ 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。

○ 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。

と入力することとし、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。

- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

(2) ~ (3) (略)

4. 「必要な運転資金」

(略)

5. 「計算の特例」

- 事務処理基準3の(7)の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「(4) 合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「(3) 合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。(※)

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。なお、計算の特例の適用状況を変更する場合には、「6. 社会福祉充実残額」の「計算の特例適用」欄から「適用しない」を選択すること。

- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

(2) ~ (3) (略)

4. 「必要な運転資金」

(略)

5. 「計算の特例」

- 事務処理基準3の(7)の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「(4) 合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「(3) 合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。

6. 「社会福祉充実残額」

(略)

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

○ 「社会福祉充実残額」欄については、「6. 「社会福祉充実残額」の「合計」欄の金額が自動転記される。

○ 「社会福祉充実計画用財産」欄については、社会福祉充実計画の実施期間中に、当該計画に基づき新たに取得した土地及び建物（基本財産及びその他の固定資産に係るもの）がある場合、当該土地等を取得した年度の次年度から当該計画を終了するまでの間、「貸借対照表価額」の合計額を入力すること。(※)

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「△」を選択した、全ての財産の「貸借対照表価額」が自動転記される。

8. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」

(略)

6. 「社会福祉充実残額」

(略)

(新設)

7. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」

(略)

社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	
負債 (b)	
基本金 (c)	
国庫補助金等特別積立金 (d)	
合計 (a - b - c - d)	0

手入力 (必須入力) するセルです (※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。)

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。(不明の場合は、記載要領に従って入力してください)

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 財産目録における貸借対照表価額

合計 (a)	
--------	--

(2) 対応負債

項目	金額
1年以内返済予定設備資金借入金	
1年以内返済予定リース債務	
設備資金借入金	
リース債務	
合計 (b)	0

(3) 合計

項目	金額
財産目録合計 (a)	0
対応負債合計 (b)	0
対応基本金 (c)	0
国庫補助金等特別積立金 (d)	0
合計 (a - b - c - d)	0

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (小数点以下第4位を四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率					自己資金比率			合計額		
						①建設工事費 デフレター	② 1m当たり単価上昇率			①、②のいずれか 高い方の率	③一般の自己 資金比率	④建設時自己資金比率			③、④のいずれか 高い方の率	
							一般の1m当たり 単価 (a)	当該建物の建設時の 取得価額 (b)	建設時延べ床 面積 (c)			a / (b/c)	建設時自己資金 (d)			d/b
						-	250,000		-	-	-	22%	-	-	22.0%	-
						-	250,000		-	-	-	22%	-	-	22.0%	-
						-	250,000		-	-	-	22%	-	-	22.0%	-
						-	250,000		-	-	-	22%	-	-	22.0%	-
						-	250,000		-	-	-	22%	-	-	22.0%	-
合計																0

※ 割合は小数点第4位四捨五入。
※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

(2) 大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額 (a)	一般的大規模修繕 費用比率 (b)	大規模修繕実績額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合		合計額 (①、②のいずれか)
				貸借対照表価額 (c)	合計額② ((a×b) × c / (a+c))	
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
合計						0

(3) 設備・車輛等の更新に必要な費用

合計	
----	--

(4) 合計

項目	金額
将来の建替費用	0
大規模修繕に必要な費用	0
設備・車輛等の更新に必要な費用	0
合計	0

4. 「必要な運転資金」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出		12	3
合計			0

5. 「計算の特例」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出	-	12	12
合計			

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	0		
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0		
再取得に必要な財産	0		
必要な運転資金	0		
計算の特例			※「5. 計算の特例」の適用有無を 変更する場合、以 下のセルから選択す ること。
合計	0		適用する

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」」

項目	金額
社会福祉充実残額	0
社会福祉充実計画用財産	
合計	0

社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）

平成〇〇年3月31日現在

（別添）

（単位：円）

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	控除対象	控除対象額	社会福祉充実計 画用財産額
I 資産の部									
1 流動資産									
現金預金									
有価証券									
事業未収金									
未収金									
未収補助金									
未収収益									
受取手形									
貯蔵品									
医薬品									
診療・療養費等材料									
給食用材料									
商品・製品									
仕掛品									
原材料									
立替金									
前払金									
前払費用									
1年以内回収予定長期貸付金									
短期貸付金									
仮払金									
その他の流動資産									
徴収不能引当金									
流動資産合計				0	0	0			
2 固定資産									
(1) 基本財産									
土地									
建物									
定期預金									
投資有価証券									
建物減価償却累計額									
基本財産合計				0	0	0			
(2) その他の固定資産									
土地									
建物									
構築物									
機械及び装置									
車輛運搬具									
器具及び備品									
建設仮勘定									
有形リース資産									
権利									
ソフトウェア									
無形リース資産									
（何）減価償却累計額									
投資有価証券									
長期貸付金									
退職給付引当資産									
長期預り金積立資産									
（何）積立資産									
差入保証金									
長期前払費用									
その他の固定資産									
徴収不能引当金									
その他の固定資産合計				0	0	0			
固定資産合計				0	0	0			
資産合計				0	0	0			
II 負債の部									
1 流動負債									
短期運営資金借入金									
事業未払金									
その他の未払金									
支払手形									
役員等短期借入金									
1年以内返済予定設備資金借入金									
1年以内返済予定長期運営資金借入金									
1年以内返済予定リース債務									
1年以内返済予定役員等長期借入金									
1年以内支払予定長期未払金									
未払費用									
預り金									
職員預り金									
前受金									
前受収益									
仮受金									
賞与引当金									
その他の流動負債									
流動負債合計				0	0	0			
2 固定負債									
設備資金借入金									
長期運営資金借入金									
リース債務									
役員等長期借入金									
退職給付引当金									
役員退職慰労引当金									
長期未払金									
長期預り金									
その他の固定負債									
固定負債合計				0	0	0			
負債合計				0	0	0			
差引純資産				0	0	0			

控除対象額計 計画用財産額計
0 0

（入力上の留意事項）

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

(案)

事 務 連 絡

平成30年●月●●日

都道府県

各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中

中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A」の送付について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日雇児発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙に定めているところですが、今般、別添のとおり、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A」をとりまとめましたので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ & A

問1 社会福祉法人（以下、「法人」といいます。）が、財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」といいます。）により、現況報告書、計算書類等を届け出た場合、システムにおいて公表される時期はいつか。

（答）

電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉充実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認（電子開示システムで確認処理を実施）した後、概ね1週間程度で公表されることとなります。

問2 届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。

（答）

一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。

問3 電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。

（答）

都道府県（都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤課）に対して、差戻しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。

問4 法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第二号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とするべきか。

（答）

役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会終了後、6月までに所轄庁に届け出ることとされている計算書類等と併せて届け出ることを想定しています。

問5 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非表示となるのか。

（答）

現況報告書記載要領 P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。

1. 法人基本情報

(1) 都道府県区分 (2) 市町村区分 (3) 所轄庁区分 (4) 法人番号 (8) 主たる事務所の住所 (9) 主たる事務所の電話番号 (10) 主たる事務所の FAX 番号 (12) 従たる事務所の住所

1 1. 前会計年度における事業等の概要

(1) 社会福祉事業の実施状況③事業所の所在地 (2) 公益事業③事業所の所在地 (3) 収益事業③事業所の所在地

問6 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。

(答)

「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設（障害者グループホーム、DV 被害者相談事業等）については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。

問7 評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。（記載要領2. (3-3)関係）

(答)

評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。

問8 所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。（記載要領2. (3-4)等関係）

(答)

法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。

問9 所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要があるか。（記載要領2. (3-4)等関係）

(答)

お見込みの通りです。

問 10 理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要があるのか。(記載要領 3. (3-12)関係)

(答)

職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合に職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。

問 11 理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。(記載要領 3. (3-12)関係)

(答)

理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。

問 12 前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。(記載要領 3. (3-13)関係)

(答)

含めて記載する必要があります。

問 13 「常勤専従」と「常勤兼務」の違いを教えてください。(記載要領 6. 関係)

(答)

同一の法人又は施設内で複数の職務に従事しているかどうかにより違いが生じるものと考えています。例えば、本部職員兼施設長、施設長兼介護職員、看護職員兼機能訓練指導員、特養とショート施設の施設長の兼務などは「常勤兼務」と考えます。

問 14 常勤換算数の計算方法を教えてください。(記載要領 6. 関係)

(答)

例えば、一日8時間(週40時間)が施設の常勤の従業者が勤務すべき時間の場合、一週間のうち2日間は本部職員、3日間はA施設に勤務している職員の本部における常勤換算数は $2 \times 8 = 16$ 時間、 $16 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} = 0.4$ (常勤換算数)となりますので、法人本部職員における常勤換算数は0.4とし、施設・事業所職員の常勤換算数は0.6となります。

問 15 中古物件を購入して利用している場合の建設年月日はいつを記載すればよいか。(記載要領 11. (1)㉞ア関係)

(答)

当該物件の建設年月日を把握している範囲で記載してください。なお、正確な日付が不明な場合は空欄で差し支えありません。



社援基発 0123 第 1 号
平成 30 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

記

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの 3 つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

社会福祉法人会計基準に追加を予定している勘定科目(案)

参考資料 4

(傍線部分は追加部分)

計算書区分	部	大 区 分	中 区 分	小 区 分	
資金収支計算書	収入の部	事業活動による収入	<u>退職共済事業収入</u>	<u>事務費収入</u>	
		その他の活動による収入	その他の活動による収入 【既存科目】	<u>退職共済預り金収入</u>	
				<u>退職共済事業管理資産取崩収入</u>	
			<u>役員等長期借入金収入</u>		
	支出の部	事業活動による支出	<u>退職共済事業支出</u>	<u>事務費支出</u>	
			人件費支出 【既存科目】	<u>役員退職慰労金支出</u>	
		その他の活動による支出	その他の活動による支出 【既存科目】	<u>退職共済預り金返還支出</u>	
				<u>退職共済事業管理資産支出</u>	
			<u>役員等長期借入金元金償還支出</u>		

社会福祉法人会計基準に追加を予定している勘定科目(案)

(傍線部分は追加部分)

計算書区分	部	大 区 分	中 区 分	小 区 分	
事業活動計算書	収益の部	サービス活動増減による収益	<u>退職共済事業収益</u>	<u>事務費収益</u>	
		サービス活動外増減による収益	その他のサービス活動外収益 【既存科目】	<u>退職共済事業管理資産評価益</u>	
				<u>退職共済預り金戻入額</u>	
			<u>基本財産評価益</u>		
			<u>積立資産評価益</u>		
	費用の部	サービス活動増減による費用	<u>退職共済事業費用</u>	<u>事務費</u>	
			人件費 【既存科目】	<u>役員退職慰労引当金繰入</u>	
				<u>役員退職慰労金</u>	
			事業費 【既存科目】	<u>棚卸資産評価損</u>	
		サービス活動外増減による費用	その他のサービス活動外費用 【既存科目】	<u>退職共済事業管理資産評価損</u>	
				<u>退職共済預り金繰入額</u>	
			<u>基本財産評価損</u>		
			<u>積立資産評価損</u>		

社会福祉法人会計基準に追加を予定している勘定科目(案)

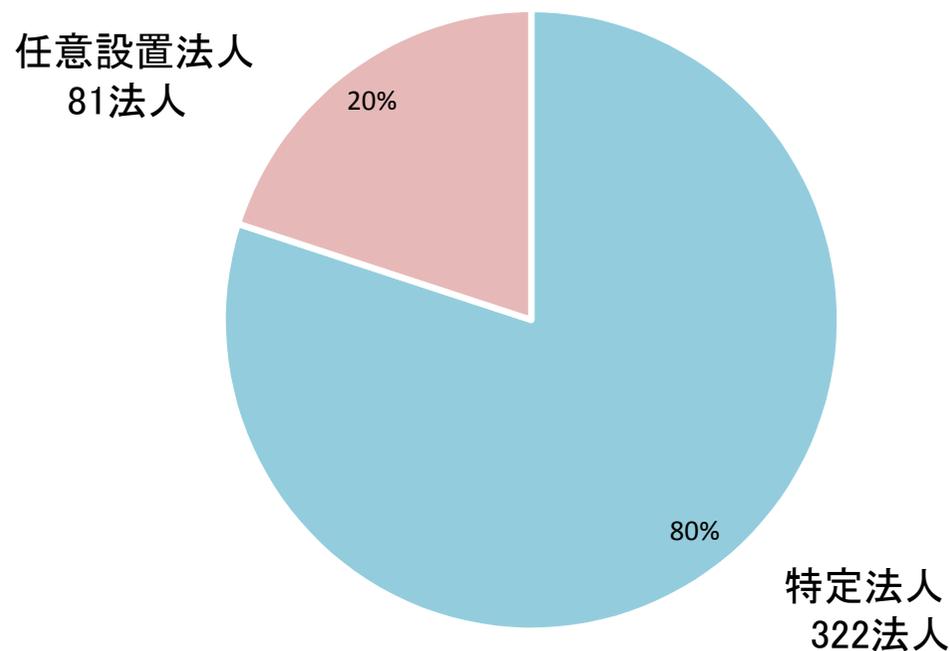
(傍線部分は追加部分)

計算書区分	部	大区分	中区分	小区分
貸借対照表	資産の部	固定資産(基本財産) 【既存科目】	<u>建物減価償却累計額</u>	
		固定資産(その他の固定資産) 【既存科目】	<u>退職共済事業管理資産</u>	
			<u>(何)減価償却累計額</u>	
			<u>徴収不能引当金</u>	
	負債の部	固定負債 【既存科目】	<u>退職共済預り金</u>	
			<u>役員退職慰労引当金</u>	

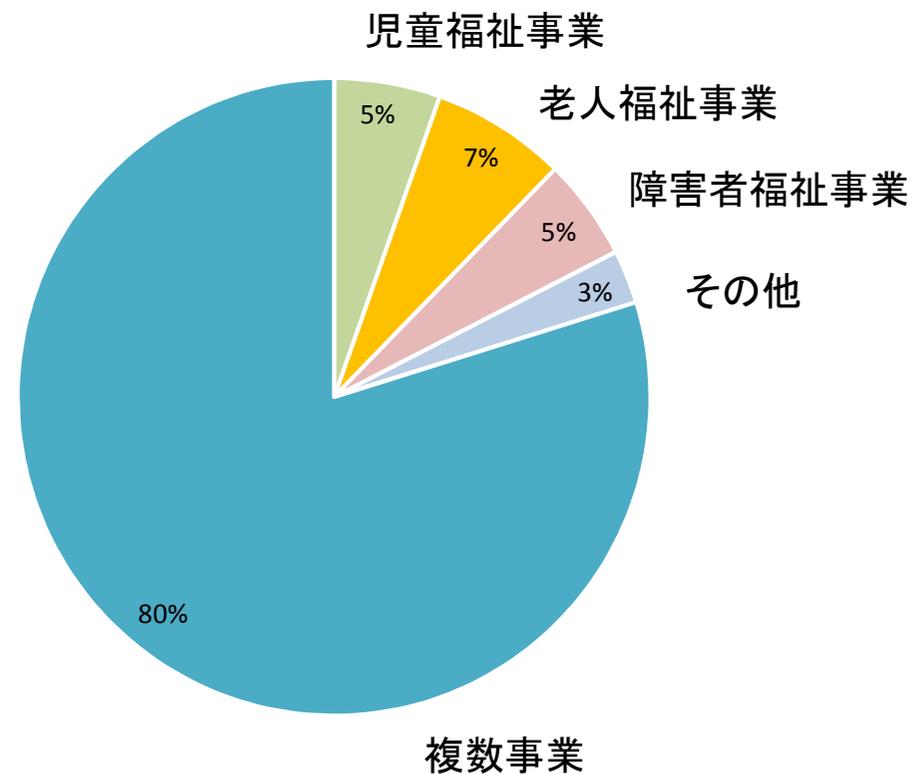
①会計監査人設置法人数割合

403法人 / 20,665法人

※法人総数は平成28年度末現在（福祉行政報告例）



②会計監査法人の事業区分割合



※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

平成29年度（10月1日時点）会計監査人設置状況調査（2 / 2）

③都道府県別会計監査人設置数一覧

■ 特定法人 ■ 任意設置法人

※特定法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

